

第1 概要と組織

1 概要

本県では、第10次栃木県職業能力開発計画（平成28～32年度）に基づき、「ものづくり県とちぎ」の産業を担う実践力を備えた人材の育成を行うことにより、職業能力開発の推進に努めています。

本校は、職業能力開発促進法の規定に基づき、県が設置運営している公共職業能力開発施設であり、本県のものづくり分野で活躍するための基礎的な技能を有する人材育成を図る拠点として重要な役割を担っています。

県央、県北及び県南の各校は、それぞれの役割を担っており、学卒者等を対象とした2年間の普通課程訓練による若手ものづくり人材の育成や、離転職者等を対象とした短期課程訓練による即戦力となる人材の育成等に努めています。

また、中小企業等の技術・技能の維持、向上を支援するため、企業の従業員等を対象とする在職者訓練やマイスター技能向上塾を実施し、ものづくり現場で必要とされる知識・技能の向上を図っています。

■ 訓練体系

